

平成25年5月1日(17:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室  
室長補佐 喜田川典秀(内線2898)  
災害救助専門官 熊野 将一(内線2819)  
(代表電話)03(5253)1111  
(直通電話)03(3595)2614

## 山形県の融雪等に伴う地すべりにかかる災害救助法の適用について (第1報)

### 1 災害の概要

山形県において、融雪等に伴い地すべりが発生し、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、山形県は災害救助法の適用を決定した。

| 災害救助法<br>適用市町村                  | 法適用日 | 被害の状況等   | 備考 |
|---------------------------------|------|--|----|
| 【山形県】<br>最上郡戸沢村<br>(もがみぐんとざわむら) | 5月1日 | 融雪等に伴う地すべりにより、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。 |    |

### 2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置